

八尾市障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等に係る情報公表制度について、当該事務を効率的かつ円滑に行うため、必要な事項を定める。

(情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類)

第2条 情報の公表を行う障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定障害児通所支援（共生型障害児通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(基準日)

第3条 この要綱で定める基準日は、令和5年4月1日とする。

(実施期間)

第4条 この要綱で定める情報公表事務の実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の6並びに児童福祉法（昭和23年厚生省令第11号）第33条の18第1項及び児童福祉法施行規則第36条の30の2の規定により、災害その他都道府県知事等に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本実施要綱等で定める基準

日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(報告及び公表の方法)

第6条 対象サービス等情報の報告、公表にあたっては、対象サービス等が都道府県や市町村等の圏域を越えて提供されている実態を踏まえ、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の対象サービス等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」(以下「公表システム」という。)を通じて一元的に行うこととする。

- 2 事業者は、公表システムを通じ市長へ報告することとする。
- 3 新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定申請の際に別紙「情報公表システムにおける基本情報登録依頼書」を市長に提出するものとする。
- 4 市長及び事業者は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供及び閲覧等を行うものとする。

(報告の開始日)

第7条 報告の開始日は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和5年5月1日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告の開始日は、当該対象サービス等の指定を受けた日とする。

(報告の期限)

第8条 報告期限は、基準日より前において対象サービス等の指定を受けている事業者については、令和5年7月31日とする。

- 2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、報告期限は、当該対象サービス等の指定を受けた日から1か月以内とする。

(報告の内容)

第9条 基準日より前に対象サービスを提供した実績を有する事業者が報告すべき対象サービス等に係る情報(以下「対象サービス等情報」という。)の内容は、それぞれ障害者総合支援法施行規則別表第1号及び別表第2号、若しくは児童福祉法施行規則別表第2号及び別表第3号に掲げる項目とする。

- 2 基準日より前に対象サービスの提供実績がない事業者又は基準日以降に対象サービスの提供を開始する事業所が報告すべき対象サービス等情報の内容は、障害者総合支援法施行規則別表第1号若しくは児童福祉法施行規則別表第2号に掲げる項目とする。なお、この場合においては、対象サービス提供の実績が生じた後おおむね3か月をめぐり、障害者総合支援法施行規則別表第2号及び児童福祉法施行規則別表第3号に掲げる項目についても、報告するよう努めることとする。

(公表の時期)

第10条 対象サービス等情報の公表の実施時期は、基準日より前において対象サービス等の指定を受け

ている事業者については、報告後2か月以内とする。

2 基準日以降、新たに対象サービス等の提供を開始しようとする事業者については、公表の実施時期は、報告後1か月以内とする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第11条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページのURL及びメールアドレスについては、対象サービス等を行う事業者及び事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更があったときは、公表システムを通じて市長に報告を行うこととする。

2 前項に掲げる以外の事項について修正又は変更があった場合には、事業者は速やかに情報の更新を行うよう努めるものとする。

(命令を受けた事業者の取扱い)

第12条 事業者は、市長から、障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づき、報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられたときは、その命令に従わなければならない。

(苦情等の対応)

第13条 公表されている情報に関する利用者等からの苦情等に対応する窓口は、健康福祉部福祉指導監査課とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

情報公表システムにおける基本情報登録依頼書

法人番号	
法人の種類	
法人の名称	
法人の名称 (ふりがな)	
法人の主たる事務所等の所在地郵便番号	
法人の主たる事務所等の所在地	
法人等の連絡先 電話番号	
法人等の連絡先 FAX 番号	
法人ホームページ	
システムからの連絡用メールアドレス (※)	
法人代表者の氏名	
法人代表者の職名	
法人設立年月日	

※1 情報公表システム上の審査・承認等は、都道府県、指定都市、中核市ごとに行いますので、他自治体に事業所がある法人については、八尾市用のアドレスを記入してください。

事業所番号 (※2)	(市記入)
事業所の名称 (ふりがな)	
事業所の名称	
事業所の所在地郵便番号	
事業所の所在地	
事業所の連絡先 電話番号	
事業所の連絡先 FAX 番号	
事業所の連絡先 メールアドレス	
事業所 管理者氏名	
サービスの種類 (※3)	

※2 事業所番号は決定後、受付担当者が記入しますので記入不要です。

※3 サービスの種類は同一事業所で一体的に行うもののみ記載してください。

★上記は災害時情報システムと連動しております。緊急連絡先メールアドレスおよび電話番号に上記情報を利用して頂き、八尾市で登録致します。災害発生時に報告依頼を送付する緊急連絡先メールアドレスや電話番号を別で設定したい場合は、システムから更新ができませんのでお申し付けください。別紙にてご案内いたします。